

答申の概要

1 審査会の結論

令和8年8月25日に市長より諮問を受けた事案番号1から9までの投稿について、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）第1条に規定する人権尊重のまちづくりを推進するため、条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずることは、条例の要件を充たしており、妥当である。

必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

また、これらの投稿について前記措置を講じたときは、同条第2項の規定に基づき、特定の市民等を対象として本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の表現について公表を行うことが適当である。

事案 番号	趣旨
1	早く帰れよ■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）ハゲ●●●（特定の民族の蔑称）
2	日本から消えてくれ！
3	三世以降は××××（特定の地域名）に帰国するのではなかったのか？
4	・■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）に謝れ ・●●●（特定の民族の蔑称）は生かしておいたらいけない◎◎（人以外のものに例える侮蔑的表現）だ
5	在日▲▲▲（特定の民族名）・△△△（特定の民族名）は正式名称「日本国に寄生する■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」で正しい
6	嘘を吐き続けないと生きていけない、生まれながらの頭のおかしい犯罪者
7	3世以降は帰国するって言っていただろ
8	▲▲▲（特定の民族名）だから体臭臭いんだろうな、吐く息も臭いんで黙っててもらっていいですか
9	・◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）▲▲▲（特定の民族名）！ ・3世以降は国に帰れと法で定めたんだよ ・さっさと部落に帰れ

2 審査会の判断

(1) 条例の目的とインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表

条例第1条は、「この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする」と規定している。したがって、インターネット等を利用する方法による本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現の内容の拡散防止措置及びそれに関する公表を定める条例第17条第1項及び第2項も、第1条にいう川崎市における人権尊重のまちづくり（条例の前文では、これを「全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくり」と規定している。）を推進する観点から解釈し、適用されるべきである。

(2) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、条例の目的である川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえて、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」（以下「危害」という。）、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」（以下「侮蔑」という。）及び「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」（以下「排除」という。）の3類型に該当するかについて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(3) 諮問された事案の条例第17条第1項の該当性について

ア 事案番号 1 から 9 までの特定のブログサイトへの投稿は、条例第 17 条第 1 項の「インターネット表現活動」に該当する。また、市の区域内で行われたことが明らかでないので、同項第 2 号の「市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）」に該当する。

また、当該投稿は、いずれの投稿も特定の市民を対象としたものであり、条例第 17 条第 1 項第 2 号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当する。

イ 事案番号 1 から 9 までの投稿は、以下の表の「類型」の欄に記載する各類型に該当するものであるから、条例第 1 条が定める川崎市における人権尊重のまちづくりの推進の観点を踏まえれば、条例第 17 条第 1 項の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

事案番号	類型		
	危害	排除	侮蔑
1		○	○
2		○	
3		○	
4		○	○
5			○
6			○
7		○	
8			○
9		○	○

（４）表現の内容の拡散を防止するために必要な措置について

事案番号 1 から 9 までの投稿は、令和 8 年 8 月 25 日時点で、インターネット上で誰でも閲覧できる状態になっているので、その表現の内容の拡散を防止するために、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

なお、事案番号 1 から 9 までの投稿の削除は、各サイトの利用ルールの内容にも沿うものとする。

（５）インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、各投稿の趣旨を明記するなど、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように行う

とともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。